

ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務委託仕様書

1 委託業務名

ジュエリー職人発信力強化プロデュース業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務目的

本県のジュエリー職人の技術は極めて高く、消費者からの多様なオーダーに応える技術を有している。また、独創的なデザイン、洗練された造形を生み出すオリジナリティを有する職人も多数存在する。

しかしながら、ジュエリー職人がプロダクトの一作り手にとどまっているため、全国的な知名度が十分ではなく、また職人の地位向上も十分には図られていないという課題がある。

このため、ジュエリー職人が、作り手にとどまらず、消費者それぞれのライフスタイル・プロダクトのクリエイターとして認知されること及びジュエリー職人の発信力の強化を本事業の目的とする。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

実務実施の詳細については、この仕様書及び企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。また業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、その具体的な内容及び実務手法を調整する。

この他、事業実施に当たっては、山梨県と協議の上、目標となる指標を定め、目標達成のために必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

(1) 発信力強化のためのセミナーの開催

本県のジュエリー職人の発信力強化につながるセミナーを実施すること。

なお、セミナーの対象者は、ジュエリー制作分野で、一定基準以上の技術を持つジュエリーマスター及びプレジュエリーマスター取得者、ジュエリー卸・製造企業の広報担当者や自社の技術の情報発信を希望する者及び起業やブランド確立に意欲のあ

るジュエリー職人を想定すること。セミナーは、講義方式のみではなく、ワークショップを取り入れる等、参加者の行動変容を促す工夫を取り入れること。

(2) セミナー受講者へのフォローアップ

セミナー受講者の内、希望する者について発信力強化のため個別相談や、動画・SNS・HP等の運用方法等についてフォローアップを行うこと。

(3) プロデュースを行う職人の選任、当該職人への取材及び動画の製作

セミナーの参加者及び(2)の支援対象者の内、3～5名程度を選任し、取材等を実施の上、業務の目的に資する動画を製作すること(取材交渉等、動画製作に係る業務についても、本業務に含む)。

なお、やむを得ない場合には、県と協議の上、セミナー参加者以外からの選定も認めることとする。

(4) 作成した動画の広報

(3)で製作した動画を、プラットフォームの機能を有する自社サイト等へ掲載すること。その他、作成した動画の広報を行うこと。

(5) その他

受託事業者において、提案する本業務の目的に資する事業。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務完了報告書を県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ① 委託業務により作成された撮影素材等の成果物一式及び業務中に作成した資料一式の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、山梨県はジュエリーミュージアムでの放映、ホームページ掲載やYouTube、SNS等に随時使用、複製できるものとする。ただし、その運用方法については山梨県との受注者と協議の上、決定するものとする。
- ② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物(当該著作物を改変したものも含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務より知り得た業務上の秘密は、委託期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、または第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務委託仕様書に明示なき事項が生じた場合は、県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。